

清瀬市ロケーション等撮影に係る市施設等提供促進に関する条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、清瀬市ロケーション等撮影に係る市施設等提供促進に関する条例（令和5年清瀬市条例第25号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(使用承認の申請)

第2条 条例第5条の規定により、市の施設等を使用しようとするものは、あらかじめ清瀬市ロケーション等撮影に係る市の施設等使用承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、条例第5条第2項の規定に基づきその承認等を決定し、清瀬市ロケーション等撮影に係る市の施設等使用承認・不承認（許可・不許可）通知書を申請者に交付する。

3 使用の承認等の順位は、使用の申請を受理した順位による。ただし、市が公益上必要と認めたときは、この限りでない。

(使用者の義務)

第3条 市の施設等の使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、施設内の秩序を維持するため、条例、この規則及びその他市の指示に従わなければならない。

(使用の変更)

第4条 使用者の申請内容に変更が生じたときは、遅滞なく管理者に申し出なければならない。

(承認の取消し)

第5条 次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、市は承認を取り消し又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。

(1) 使用者が第3条、第7条及び第8条の規定に違反したとき。

(2) 使用承認の内容又はこれに付された条件に違反したとき。

(3) その他管理上支障があると認めるとき。

(4) 法令、条例等に基づく届出を怠っているとき。

2 前項の規定により承認を取り消され又は使用を制限され、若しくは停止されたことによって生じた損失は補償しない。

(使用料の減免)

第6条 条例第6条第1項に規定する使用料は、次の各号に該当する場合、その半額又は全額を減免できる。

(1) 市の事業として使用するとき。

(2) 市のシティプロモーションに特に有益と市が認めるとき。

(3) その他市長が特別に認めるとき。

(禁止事項)

第7条 市の施設等内では、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 使用承認を受けた目的外に使用し、使用権を譲渡し、又は転貸すること。

(2) 公の秩序又は善良な風俗に反する行為をすること。

(3) 施設内に火気又は危険物を許可なく持ち込むこと。

(4) 前3号のほか、市長が管理上必要と認めて禁止すること。

(遵守事項)

第8条 使用者は、管理者が管理上必要として、承認している使用場所に立ち入ることを拒むことはできない。

2 使用者は、管理者が必要として行う注意、指示等に従わなければならない。

3 施設を使用する者は、最善の注意をもって使用するとともに使用を終了したときは、設備、器具等を原状に復し清掃をしなければならない。

4 使用者は、市の施設等の使用に際してその施設等をき損又は滅失させたときは、ただちに管理者に届け出るとともに、当該き損又は滅失によって生じた損失を補償しなければならない。

らない。

5 前4項のほか、使用者は次の各号の内容を遵守しなければならないものとする。

(1) ロケーション撮影中の事故防止及び公共物・第三者の所有物、機器等に損害を与えないための予防措置を講じるなど安全対策には万全を期すること。

(2) 撮影により事故やトラブル等が発生した場合は、使用者においてすべての責任を負うこと。直ちに撮影を中止し、被害者の救護や被害の拡大防止のために必要な措置を講じるとともに、速やかに各施設主管課及び施設管理者に報告すること。

(3) 市施設等ほか第三者に損害を与えた場合は、使用者の責任において損害を賠償すること。

(様式)

第9条 この規則の施行について必要な書類等の様式は、別に定める。

(委任)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年3月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。